

静岡県立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 98 号

改正 平成 23 年 4 月 1 日、平成 24 年 4 月 1 日、
平成 27 年 4 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日、
令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、静岡県立大学（短期大学部を含む。以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び対策に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第 2 条 この規程の適用対象は、ガイドラインの対象範囲とする。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) ハラスメントとは、ガイドラインにおける定義による。
- (2) 部局とは、各学部、各研究科及び各研究院（附属研究施設を含む。）、学府、短期大学部、附属図書館並びに事務局をいう。
- (3) 部局長とは、前号の部局の長をいう。
- (4) 職員とは、本学の全職員（非常勤を含む。）及び客員共同研究員のほか、委託及び派遣契約などにより本学において就労する者をいう。
- (5) 教員とは、職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。
- (6) 学生とは、短期大学部生、学部生、大学院生、学部・大学院の研究生・委託生、科目等履修生、聴講生等、本学で教育を受けるあらゆる立場の者をいう。
- (7) 被害を受けたと主張する者とは、ハラスメントに関する相談、注意喚起のための通知の申し出、問題解決のための調整、又は、被害救済の手続において、ハラスメントの行為により被害を受けたと主張する者をいう。
- (8) 被害を受けたとされる者とは、被害を受けたと主張する者又はハラスメントに関する相談においてハラスメントの行為により被害を受けたとされる者をいう。
- (9) 相手方とは、ハラスメントに関する相談、注意喚起のための通知の申し出、問題解決のための調整、又は、被害救済の手続において、ハラスメントの行為を行ったと主張される者をいう。
- (10) 当事者とは、被害を受けたとされる者及び相手方をいう。

(防止・対策委員会の設置)

第 4 条 本学に、ハラスメントの防止及び対策を適切に実施するために、ハラスメント防止・対策委員会（以下「防止・対策委員会」という。）を置く。

(防止・対策委員会の任務)

第 5 条 防止・対策委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントの防止に関すること。
- (2) ハラスメントの相談について、相手方の注意を喚起するための通知に関すること。

- (3) ハラスメントの問題解決のための調整に関すること。
 - (4) ハラスメントに関する被害救済手続における、事実調査及び事実認定に関すること。
 - (5) ハラスメントに関する被害救済手続における、被害者の要請による話し合いへの援助・助言に関すること。
 - (6) 教育研究審議会の審議結果報告に基づく、関係部局に対する指導・助言に関すること。
 - (7) ハラスメントに関して、被害の救済及び環境改善等のための対応又は措置について、関係部局に対する指導・助言及び学長への報告等に関すること。
 - (8) ハラスメントの救済措置に関すること。
 - (9) 本学におけるハラスメントに関する概要をまとめ、毎年度ごとに公表するとともに、学長に報告すること。
 - (10) ハラスメントの防止及び対策に関して、必要な事項を学長に報告するとともに、必要な措置の実施を学長に求めること。
 - (11) その他、ハラスメントの防止及び対策に関すること。
- 2 防止・対策委員会は、ハラスメントの防止及び対策に関して、本学の健康支援センター及び権限を有するその他の関係機関と緊密に連携協力するものとする。

(防止・対策委員会の組織)

第6条 防止・対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、女性委員が複数加わらなければならない。

- (1) 学長が指名する副学長
 - (2) 学生部長
 - (3) 短期大学部学生部長
 - (4) 附属図書館長
 - (5) 短期大学部附属図書館長
 - (6) 健康支援センター長
 - (7) 各学部・短期大学部から推薦された教員各1名
 - (8) 第14条に基づき設置されるハラスメント相談センターの長
 - (9) ハラスメントについて専門的知識、識見を有する教員 若干名（ここにいう教員とは、本学の専任の教授、准教授及び講師をいう。）
 - (10) 事務局長
 - (11) 短期大学部事務部長
 - (12) ハラスメントについて知識、経験のあるカウンセラー 1名
 - (13) ハラスメントについて知識、経験のある弁護士 1名
 - (14) その他、防止・対策委員会が適当と認める者 若干名
- 2 前項第7号、第9号、第12号、第13号及び第14号の委員は、学長が任命する。
- 3 前項で任命する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 防止・対策委員会がこの規程に基づきハラスメントに関する事案を処理する場合、当該事案における相手方が防止・対策委員会委員であるときには、この規程に基づく当該事案の処理が完了するまでは、当該委員は委員の職務を行うことができない。

(防止・対策委員長及び副委員長)

第7条 防止・対策委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は前条4項に基づき委員長が職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。

(防止・対策委員会の開催)

第8条 防止・対策委員会は、原則として4月及び3月に開催する。

2 防止・対策委員会は、前項に定めるほか委員長が必要と認める場合に開催する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに開催しなければならない。

- (1) ハラスメント相談センターから相談の緊急報告がなされる場合
- (2) 被害を受けたと主張する者が相手方の注意を喚起するための通知を申し出た場合
- (3) 被害を受けたと主張する者が問題解決のための調整を申立てた場合
- (4) 被害を受けたと主張する者がハラスメントに関する被害の救済を申立てた場合
- (5) 3分の1以上の委員による要請がなされた場合

3 防止・対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。ただし、第16条第2項に基づき開催する防止・対策委員会は、3人以上の委員の出席により議事を開き、議決をすることができる。

4 防止・対策委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 防止・対策委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

6 防止・対策委員会は、次の各号のいずれかを扱う場合には、当該相談を受けた、又は、当該事案を取り次いだ相談員を出席させなくてはならない。ただし、当該相談員は議決に参加することはできない。

- (1) 相談員連絡会議からの相談の緊急報告
- (2) 被害を受けたと主張する者からの相手方の注意を喚起するための通知の申し出
- (3) 被害を受けたと主張する者からの調整の申立て
- (4) 被害を受けたと主張する者からの被害の救済の申立て

(学長の責務)

第9条 学長は、本学のハラスメントの防止及び対策に関し統括する。

2 学長は、ハラスメントの防止及び対策に関して、防止・対策委員会からの報告又は要請を受けて、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。

(相談窓口の設置)

第10条 本学に、ハラスメントに関する相談に応じるために、ハラスメント相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

(相談員の配置)

第11条 相談窓口に相談員を置く。

2 相談員に関する規程は、静岡県立大学ハラスメントの相談に関する規程（以下「ハラ

メント相談規程」という。)に定める。

(被害に関する相談の受付)

第12条 ハラスメントの被害を受けたと主張する者は、被害について、面談、学長あて相談箱への投函、手紙、電話、ファクス又は電子メールを通して、相談員にいつでも相談することができる。

2 相談に関する規程は、ハラスメント相談規程に定める。

(相談員以外の本学職員への相談)

第13条 相談員以外の本学職員は、ハラスメントに関する相談を受けた場合には、当該相談者の同意を得た上で、相談者の希望する相談員に連絡するものとする。

2 相談員以外の本学職員は、ハラスメントに関する匿名の相談を受けた場合には、第14条に基づき設置されるハラスメント相談センターの長に連絡するものとする。

3 第1項及び前項にいう本学の職員とは、本学の専任及び客員の教授、准教授、講師、助教並びに助手、非常勤講師、常勤並びに非常勤の職員、及び、嘱託の職員等を含む。

(ハラスメント相談センターの設置)

第14条 ハラスメントの被害に関する相談を円滑に実施するために、ハラスメント相談センター(以下「相談センター」という。)を置く。

2 相談センターに関する規程は、ハラスメント相談規程に定める。

(申立て等の手続)

第14条の2 被害を受けたと主張する者は、第15条から第17条までのいずれか一の手続を選択して防止・対策委員会に対して申立て等を行うことができる。

2 防止・対策委員会への申立て等は、所定の書式に基づき行うものとする。

3 防止・対策委員会への申立て等は、原則としてハラスメントが行われたときから2年以内に手続をとるものとする。

4 防止・対策委員会は、申立て等に係る事実が明らかに存在しないなど手続を開始する必要があると判断した場合は、手続を行わないことができる。

(注意を喚起するための相手方への通知)

第15条 被害を受けたと主張する者は、ハラスメントに関して相手方の注意を喚起するために、防止・対策委員会に対して相手方への通知を申し出ることができる。ただし、被害を受けたと主張する者は、相談員を経ずに防止・対策委員会に対して直接申し出ることができる。

2 防止・対策委員会は、前項の通知の申し出に対し、申し出内容を検討の上、必要と認めるときは、直ちに相手方に通知しなければならない。但し、通知の申し出に対し相手方に通知せず手続を終了するときには、その理由を付して申出人及び申し出を取次いだ相談員に通知するものとする。

3 第1項及び前項の定めは、匿名での通知の申し出についても適用する。ただし、前項但書についてはこの限りではない。

4 防止・対策委員会は、被害を受けたと主張する者からの通知の申し出がない場合にも、ハラスメントに関する相談の事案について、事態が重大で緊急の対応が必要であると認められた場合には、注意を喚起するために相手方への通知を行うことができる。ただし、その際、

被害を受けたとされる者の意向をできる限り尊重するものとする。

- 5 前項の定めは、匿名での相談の事案についても適用する。その際、被害を受けたとされる者の意向については相談内容からできる限り判断して尊重する。
- 6 防止・対策委員会は、第1項から前項までの規定を適用するに際して、被害を受けたとされる者又は通知の申し出を取次いだ相談員に事情を聴く等、必要な措置をとることができる。ただし、事実調査及び認定を行うことはできない。
- 7 防止・対策委員会は、第2項、第3項、第4項又は第5項に基づき相手方に通知を行った事案について、必要な場合には、第17条第3項を適用することができる。
- 8 防止・対策委員会は、第1項から前項までの規定に基づく通知の申し出及び通知の実施について、記録を作成して厳重に保管するとともに、通知の実施結果について、速やかに被害を受けたとされる者及び申し出を取り次いだ相談員に連絡し、また学長に報告するものとする。

(問題解決のための調整の申立て)

第16条 被害を受けたと主張する者は、防止・対策委員会に対してハラスメントの問題解決のための調整を申立てることができる。ただし、被害を受けたと主張する者は、相談員を経ずに防止・対策委員会に対して直接申立てることができる。

- 2 防止・対策委員会は、前項の調整の申立てに対し、当該事案の調整を担当する委員（以下「調整担当委員」という。）を相手方の所属する部局以外の部局に所属する委員のなかから直ちに選任するとともに、申立ての内容及び調整担当委員の氏名を学長に報告しなければならない。
- 3 調整担当委員及び当該案件の関係部局長（関係部局長が当事者である場合には、学長が指名する関係部局の職員）は、連携協力して、概ね3週間以内で問題解決を図るよう努めなければならない。
- 4 調整においては、指導教員、研究室又は就業場所の変更など、問題解決のための必要な措置を講ずるものとする。
- 5 調整の手続には、申立人の要請に応じて、相談員が同席できる。
- 6 調整担当委員は、調整が終了した場合には、直ちにその結果を防止・対策委員会に報告しなければならない。
- 7 防止・対策委員会は、前項の報告を受けた後、直ちに調整の結果を学長に報告しなければならない。
- 8 申立人は、いつでも防止・対策委員長宛ての書面により、調整の申立てを取り下げることができる。

(事実調査部会の設置を伴う被害救済の申立て)

第17条 被害を受けたと主張する者は、防止・対策委員会に対してハラスメントに関する被害の救済を申立てることができる。ただし、被害を受けたと主張する者は、相談員を経ずに防止・対策委員会に対して直接申立てることができる。

- 2 防止・対策委員会は、前項の救済の申立てに対し、当該事案に係るハラスメントの事実調査及び事実認定に関する判断を行う非常設的組織として、ハラスメント事実調査部会（以下「事実調査部会」という。）を直ちに設置しなければならない。

- 3 防止・対策委員会は、被害を受けたと主張する者からの申立てがない場合にも、ハラスメントに関する相談の事案について、事態が重大で制裁や改善措置が緊急に必要であると認めた場合には、当該事案に対応するために、被害を受けたとされる者の同意を得た上で、事実調査部会を設置することができる。
- 4 防止・対策委員会は、第2項又は前項に基づき事実調査部会を設置した場合には、直ちにその旨を、当該事案の当事者の所属部局長及び学長に連絡するとともに、当該事案の当事者にも通知するものとする。また、防止・対策委員会は、当事者には、当該事実調査部会部会長及びその他の委員の氏名、所属及び職階等を通知し、当該事案の相手方には、申立人からの被害救済の申立ての概要を通知するものとする。
- 5 第2項又は第3項に基づき事実調査部会を設置した場合で、加害行為が継続している場合、又は報復やプライバシーの侵害等の二次加害行為が行われている場合等、緊急を要するときは、防止・対策委員会は、被害を受けたとされる者の同意を得た上で、適切な期間に限って緊急の安全確保のための適切な暫定措置をとることを関連部局等に勧告することができる。関連部局長等は、勧告に基づき暫定措置をとった場合には、当該措置について、当該事案の当事者、防止・対策委員会及び学長に報告するものとする。
- 6 事実調査部会に関する規程は、静岡県立大学ハラスメント防止・対策委員会事実調査部会に関する規程（以下「事実調査部会規程」という。）に定める。

（被害救済の申立ての取下げ）

第18条 申立人は、いつでも防止・対策委員長宛ての書面により、被害救済の申立てを取り下げることができる。

- 2 申立人が被害救済の申立てを取り下げた場合には、防止・対策委員会は、その旨を直ちに事実調査部会に連絡する。
- 3 防止・対策委員会は、事実調査部会からの被害救済の手続の中止に関する報告を受けて、被害救済の申立ての取下げ及び被害救済の手続の中止について、相手方、関係部局長及び学長に報告するものとする。
- 4 申立人が被害救済の申立てを取り下げた場合には、当事者から提出された文書を含む関連資料、及び、それまでの手続において防止・対策委員会並びに事実調査部会が作成した記録等の文書は、原則として当事者には返却せずに、防止・対策委員会が厳重に保管する。
- 5 前項に基づき防止・対策委員会が保管する文書及び関連資料等については、防止・対策委員会は、原則として当事者を含む第三者に開示することができない。

（事実調査及び認定の判断に基づく被害の救済）

第19条 防止・対策委員会は、事実調査部会から報告された事実調査結果を承認するとともに、当該事案に関するハラスメントの行為の有無について事実認定に関する判断を行うものとする。ただし、防止・対策委員会は、事実調査部会の事実調査が不十分であると判断した場合には、追加調査等を事実調査部会に行わせることができる。

- 2 防止・対策委員会は、前項の判断を行ったとき（前項ただし書の規定による追加調査等を行わせる場合を除く。）は、直ちにその結果を、当該事案の当事者の所属部局長、学長及び当該事案の当事者に報告するものとする。

- 3 防止・対策委員会は、ハラスメントの事実関係を認定した場合には、被害の救済及び環境の改善のためにとるべき措置、その他当該事案への対応策について、関係する部局の長に勧告するとともに、当該事案の被害者、加害者及び学長に報告するものとする。
- 4 防止・対策委員会から第2項又は前項に基づき報告又は勧告を受けた部局長は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、当該措置について、当該事案の当事者、防止・対策委員会及び学長に報告するものとする。また、ハラスメントの事実関係が認定された場合には、部局長は、再発防止のための改善措置を講ずるとともに、当該措置について、当該事案の被害者及び加害者、防止・対策委員会並びに学長に報告するものとする。
- 5 学長は、ハラスメントの事実関係が認定され、加害者の処分、被害者の修学、就労、教育若しくは研究環境の改善等を行うことが必要であると認められた場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、当該措置について、当該事案の被害者及び加害者、関係する部局の長、防止・対策委員会並びに教育研究審議会に報告するものとする。

(事実関係の認定に基づく大学の措置)

第20条 ハラスメントの事実関係が認定された場合には、大学は、処分の有無、処分の内容及び関連措置について直ちに当該事案の被害者及び加害者に報告し、必要と認められる範囲で説明するものとする。

- 2 ハラスメントの事実関係が認定され、加害者の処分が行われた場合には、大学は、当該事案の被害者及び加害者等のプライバシーに最大限配慮した上で、加害者の処分及び所属等を、学内において公表するものとする。

(被害者の要請による話し合いへの援助・助言)

第21条 防止・対策委員会は、ハラスメントの事実関係を認定した場合において、第19条第2項の報告を受けた被害者から加害者との話し合いを求める要請がある場合には、次の各号の援助・助言を行うことができる。

- (1) 話し合いに立会い、十分な話し合いが行われるよう、援助・助言を行う。
- (2) 話し合いで合意された再発防止策が、確実に履行されるよう、援助・助言を行う。

- 2 前項の話し合いが継続している間において、防止・対策委員会が必要と認めた場合には、第19条第3項から第5項までに基づく措置等を行わないことができる。

- 3 第1項の話し合いが終了した場合、防止・対策委員会は、話し合いの結果を加味して第19条第3項に規定する措置等を再検討した上で、関係する部局の長への勧告等を行うものとする。

(被害を受けたとされる者の意思及び主体性の尊重)

第22条 ハラスメントに関する相談、注意を喚起するための相手方への通知、問題解決のための調整、及び、被害救済手続の全ての段階において、被害を受けたとされる者の意思はできる限り尊重されなければならない。委員及び相談員は、解決策を押し付けたり、誘導したりすることのないよう留意しなければならない。

(委員等の守秘義務及びプライバシーの保護等)

第23条 学長、部局長、教育研究審議会、防止・対策委員会並びに事実調査部会の委員及び相談員は、任期中及び退任後においても、任務において知りえた事項について他に漏らしてはならない。

2 学長、部局長、教育研究審議会、防止・対策委員会並びに事実調査部会の委員及び相談員は、当事者及びその他関係者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。

3 ハラスメントに関する相談、注意を喚起するための相手方への通知、問題解決のための調整、及び被害救済の手続等において、相談者、被害を受けたとされる者及び手続に関係した第三者が希望する場合には、その者については匿名扱いとする。ただし、調整申立て書、調整申立て手続における当該本人あて文書、被害救済申立て書、被害救済申立て手続における当該本人あて文書及び事情聴取記録についてはその限りではない。

(不利益な取扱いの禁止)

第24条 学長、部局長及びその他の職員は、相談、注意を喚起するための相手方への通知、問題解決のための調整、又は、被害救済の手続への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員又は学生に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(虚偽の相談、通知の申し出、被害救済の申立て又は証言の禁止)

第25条 当事者及び第三者は、ハラスメントに関する相談、注意を喚起するための相手方への通知、問題解決のための調整、被害救済の申立て、事実調査等の手続に関して、虚偽の相談、通知の申し出、調整の申立て、被害救済の申立て又は証言を行ってはならない。

(ハラスメントの防止に関する部局長の責務)

第26条 部局長は、当該部局におけるハラスメントの防止に努めるものとする。

2 部局長は、当該部局におけるハラスメントの防止を促進するために、当該部局に、防止・対策委員会との緊密な連携の下で活動する部局防止委員会を置くものとする。

3 部局防止委員会等、部局におけるハラスメントの防止に関する必要な事項は、教授会等の議を経て定めるものとする。

4 ハラスメントの防止に関する各部局防止委員会の活動は、毎年度末に防止・対策委員会に報告されるものとする。

(庶務)

第27条 防止・対策委員会、事実調査部会、相談窓口、相談員及び相談センターの庶務は、経営人事室及び学生室が連携協力して処理する。

(補則)

第28条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日より施行する。

2 静岡県立大学短期大学部セクシュアル・ハラスメントの防止及び対策等に関する規程は、廃止する。ただし、平成23年4月1日前に被害救済の申立てのあったセクシュアル・ハラスメント事案の事実認定については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(白紙)